

令和 5 年 1 月 25 日

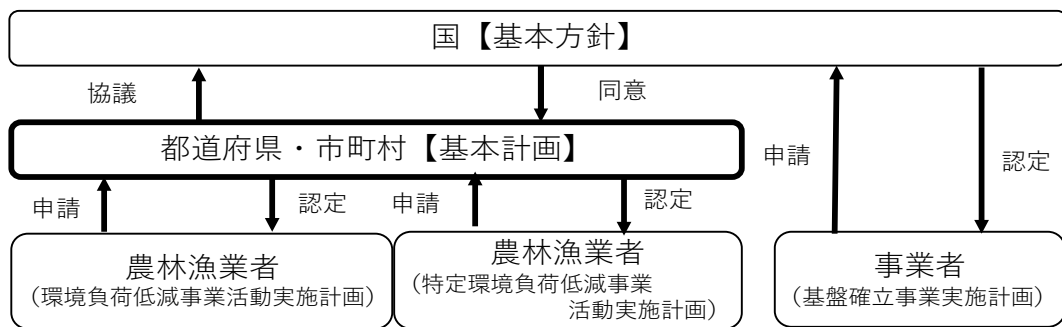
みどりの食料システム法に基づく基本計画の作成について

1 策定の趣旨

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（略称：みどりの食料システム法）」に基づき、国が策定した基本方針に則して、県と市町が共同して計画を作成する。

「みどりの食料システム戦略」で掲げる目標の達成のため、基本計画に定める環境負荷低減活動に取り組む農林漁業者を認定し、モデル地区の創出や必要な技術の導入を支援する税制・金融の措置を講ずる。

【計画認定制度と支援措置】



対象者	支援措置		
	環境負荷低減事業活動実施計画	特定環境負荷低減事業活動実施計画	基盤確立事業実施計画
農林漁業者	・課税特例（投資促進税制） ・農業改良資金等特例	・課税特例（投資促進税制） ・農業改良資金等特例 ・行政手続ワンストップ化	
連携する食品事業者	・食品流通改善資金特例	・食品流通改善資金特例	
事業者 (機械・資材、 食品等)			・課税特例（投資促進税制） ・新品種出願料減免 ・食品流通改善資金等特例 ・行政手続ワンストップ化

2 基本計画の位置づけ

- ・本計画は、県及び市町の共同計画であり、本県農林水産業各分野の施策の方向性を示した「静岡県食と農の基本計画」、「静岡県森林共生基本計画」及び「静岡県水産振興基本計画」を踏まえ、環境と調和のとれた本県農林水産業の推進を図るため、環境負荷低減事業活動の展開方向を示す。
- ・計画の推進に当たっては、環境負荷低減に資する活動に取り組む農林漁業者の自主性を尊重するとともに、「静岡県有機農業推進計画」などの関連方針等と整合性を図る。
- ・農業の生産から消費に至る各分野の関係者が有機的に連携し、持続的な食料システムを構築するための県が取り組む具体的な施策を別途作成する。

3 基本計画の作成

(1) 作成方法（国基本方針、ガイドライン）

- ・持続的な食料システムの確立に向け、農業・林業・水産業を対象とする。
- ・県が主導して素案を作成し、市町への照会などを行い、とりまとめる。

- ・ 既存の農林水産施策や環境施策に関する計画等を活用する。

(2) 基本計画の構成

「みどりの食料システム法」第16条で定められた記載事項による。

項目と記載すべき内容	
1	環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標
2	環境負荷低減事業として求められる事業活動の内容に関する事項 <認定制度では、この内容に沿った環境負荷低減事業活動実施計画が認定対象> 環境負荷低減事業として推奨する取組の類型を記載 ①環境負荷低減（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組、有機農業など） ②温室効果ガス排出量削減（省エネ設備導入、家畜排泄物の強制発酵など） ③大臣の定めるもの（水耕栽培での化学肥料・化学農薬の使用低減、バイオ炭など）
※ 特定区域を定める場合にあつては、次に掲げる事項…今回記載なし	
3	環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項
4	環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通・消費の促進に関する事項
5	前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減活動の促進に関する事項 特例区域の設定に重要な関係者の連携や人材育成、国の施策活用を含め、活動促進に向けて講じる支援措置や推進体制を記載

(3) スケジュール

策定手順	時期
・ 市町向け説明会の開催	令和4年8月26日実施
・ 市町の意向確認調査の実施	10月18日実施
・ 基本計画素案作成・農林水産省との調整（事務ベース）	11～1月
・ 庁内担当課との調整	12月中旬
・ JA等、関係者への素案の説明	12月28日
・ 市町への素案に対する意見照会	令和5年1月下旬まで
・ 市町、関係機関の意見を踏まえた修正・調整	1月下旬まで
・ 農林水産省との事前協議	2月上旬
・ 事前協議を踏まえた修正、関係者との調整	2月中旬
・ 各分野審議会、在り方検討会等での説明	1～3月
・ 市町への同意確認	2月中～下旬頃
・ 農林水産省との協議（公文書での協議）	2月下旬～
・ 県議会委員会での説明	3月上旬頃
・ 国の同意・基本計画公表	3月末まで

4 進捗管理及び見直し

- ・ 基本計画は既存の施策に関する計画を活用することから、改めて市町や取組ごとの目標設定は行わず、既存計画の進捗状況と事業計画の認定により進捗を管理する。
- ・ また、既存計画において、新たな環境負荷低減事業活動の展開方向が示された場合は、随時反映する。

静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画 (案)

令和 5 年〇月〇日

静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市
伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市
御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市
菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町
松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町
川根本町 森町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を次のとおりとします。

本計画は、県及び市町の共同計画であり、本県農林水産業各分野の施策の方向性を示した「静岡県食と農の基本計画」、「静岡県森林共生基本計画」及び「静岡県水産振興基本計画」を踏まえ、環境と調和のとれた本県農林水産業の推進を図るため、環境負荷低減事業活動の展開方向を示すものとします。

また、計画の推進に当たっては、環境負荷低減に資する活動に取り組む農林漁業者の自主性を尊重するとともに、「静岡県有機農業推進計画」や「静岡県バイオマス活用推進計画」などの関連方針等と整合性を図りながら、取り組みます。

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 7 年度までとし、特定地域の設定や情勢の変化、目標達成状況等により、期間内であっても必要な場合は見直しを行います。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

項目	現状値	目標値	目標年度
化学肥料使用量低減※ 1	—	20%削減 (2018 年度比)	2030 年度
化学農薬使用量低減※ 1	—	10%削減 (2018 年度比)	2030 年度
有機農業の取組面積※ 2	418ha (2020 年度)	620ha	2025 年度
環境負荷低減技術 (I P M 等) の導入産地数 ※ 2	15 産地 (2021 年度)	21 産地	2025 年度
省エネ機器・資材の導入面積※ 2	—	毎年度 3 ha	2025 年度

※ 1 「みどりの食料システム戦略」及び国「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」に準ずる。(把握方法検討中)

※ 2 別紙 1 静岡県食と農の基本計画 27 頁参照

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

- (1) 有機農業をはじめとする環境に配慮した生産方式（以下、「有機農業等」という。）の導入・定着を図るため、肥料の適正使用、耕畜連携による堆肥利用、有機資源の活用による土づくりや、環境負荷低減技術（IPM等）の導入等、化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う事業活動を促進します。
（別紙1 27頁、別紙2 静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画4頁参照）
- (2) 施設園芸における燃油使用量削減のため、省エネルギーで脱炭素効果が高いヒートポンプ等の導入や被覆多層化、高度環境制御技術による施設内環境の最適化等の取組を促進します。
（別紙1 28頁参照）
- (3) 水田から発生する温室効果ガス削減のため、「秋起こし」等栽培技術の見直し、導入を促進します。
（別紙1 28頁参照）
- (4) 農林水産分野における、二酸化炭素の排出削減に向けた省エネ機器・設備の導入や作業の効率化を促進します。
（別紙3 静岡県地球温暖化対策実行計画61頁、別紙4 森林共生基本計画17項参照）
- (5) その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な指針」第2の要件に適合し、知事が必要と認める活動を促進します。

3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

- (1) 環境負荷低減に資する先端技術の研究開発や事業化を推進するとともに、有機栽培をはじめとする環境に配慮した栽培技術の確立に向けた研究開発に取り組みます。
（別紙1 21頁、27頁参照）
- (2) 化学肥料・化学農薬の使用量削減と生産の安定化の両立に向けた病虫害防除技術や栽培管理技術の開発に取り組みます。
（別紙1 27頁参照）

- (3) 堆肥の利用を促進するため、袋詰めやペレット化の推進、散布や運搬の作業体制や流通体制の整備を図ります。
(別紙2 4頁参照)
- (4) 温室効果ガスの排出削減に向けた栽培技術の開発に取り組むとともに、温暖化に対応した品種開発など気候変動への対応を進めます。
(別紙1 28頁参照)
- (5) 農林水産分野におけるエネルギーの見える化を進めるとともに、省エネ機器・設備の技術開発の推進や支援体制の充実等を行います。
(別紙3 61頁参照)
- (6) 農地の土壌炭素をモニタリングするとともに、炭素貯留につながる土壌管理技術の開発に取り組めます。
(別紙1 28頁参照)

4 環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

- (1) 食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動との連携や、児童・生徒や都市住民等と有機農業等に取り組む農業者とが互いに理解を深める取組を推進します。
(別紙5 静岡県有機農業推進計画 12頁参照)
- (2) 有機農業等の取組やその特徴、有機農産物などの利用・消費に関して、農業者、消費者、流通販売業者等との間の積極的な情報受発信を促進し、インターネットの利活用、様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう支援に努めます。
(別紙5 11頁参照)
- (3) 流通に必要なまたは有利となる有機認証など各種認証の取得を支援するとともに、表示制度の普及啓発に取り組めます。
(別紙1 35頁参照)
- (4) 環境負荷低減事業活動の促進と合わせ、カーボンニュートラルへの貢献の観点から、引き続き、建築物の木材利用促進、県民や企業の理解醸成に取り組めます。
(別紙4 森林共生基本計画 42、43項 参照)

5 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

- (1) モデル的先進地区（特定区域）の創出を図るため、有機農業等の団地化や学校給食等での利用を始め、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりなど、地域ぐるみで有機農業等に取り組む市町等を国と連携して支援します。

（別紙5 11頁参照）

- (2) 試験研究機関、関係機関、農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や、地域での研修、情報提供等を通じた研究成果の普及に努めるとともに、農業者に指導及び助言を行うことのできる人材の育成や、生産現場における指導体制の整備を図ります。

（別紙5 13頁参照）

- (3) 本計画の推進にあたっては、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針第六に掲げる国の施策及び各種事業を活用します。

【関連計画】

関連計画	別紙
静岡県食と農の基本計画	1
静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	2
第4次静岡県地球温暖化対策実行計画	3
静岡県森林共生基本計画	4
静岡県有機農業推進計画	5

別添2 静岡県基本計画記載項目における既存計画該当箇所

基本計画(案)	既存計画該当箇所
<p>2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項</p> <p>(1) 有機農業をはじめとする環境に配慮した生産方式(以下、「有機農業等」という。)の導入・定着を図るため、肥料の適正使用、耕畜連携による堆肥利用、有機資源の活用による土づくりや、環境負荷低減技術(IPM等)の導入等、化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う事業活動を促進します。</p> <p>(2) 施設園芸における燃油使用量削減のため、省エネルギーで脱炭素効果が高いヒートポンプ等の導入や被覆多層化、高度環境制御技術による施設内環境の最適化等の取組を促進します。</p> <p>(3) 水田から発生する温室効果ガス削減のため、「秋起こし」等栽培技術の見直し、導入を促進します。</p> <p>(4) 農林水産分野における二酸化炭素の排出削減に向けた省エネ機器・設備の導入や作業の効率化を促進します。</p> <p>(5) その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な指針」第2の要件に適合し、知事が必要と認める活動を促進します。</p>	<p>・国が「みどりの食料システム戦略」で定めた2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化等の目標達成に向け、省エネ機器の導入や環境に配慮した栽培技術の導入を支援します。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p27取組方針</p> <p>・2050年までに有機栽培の面積を25%に拡大するなど、有機農業をはじめとする環境に配慮した生産方式の導入・定着を図るため、農業者・消費者に対する啓発や情報発信、技術支援等に取り組みます。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p27(2)①</p> <p>・地力の維持を図るため、肥料の適正使用や、有機資源の活用を推進します。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p27(2)①</p> <p>・県、市町、農業関係団体等は、地域における堆肥利用を耕畜連携の強化により促進するため、地域の堆肥に関する情報の収集整理、利用者のニーズについての確に把握し、地域を越えた広域流通の円滑化を推進する。また、堆肥センターの機能強化、コントラクターの育成に努めるとともに、必要に応じ、袋詰めやペレット化の推進、散布や運搬の作業体制や流通体制の整備を図る。</p> <p>静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画p4</p> <p>・野菜や花きなどの施設園芸における燃油使用量削減のため、省エネルギーで脱炭素効果が高いヒートポンプ等の導入や被覆多層化への取組を促進します。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p28②</p> <p>・燃油使用量を削減するため、高度環境制御技術により施設内環境の最適化を図ります。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p28②</p> <p>・水田から発生する温室効果ガス削減のため、「秋起こし」等栽培技術の見直し、導入を推進します。別紙1 食と農の基本計画p28②</p> <p>・製造業や農業などの産業部門、事業所での省エネルギーの取組を促進するため、エネルギーの見える化を進めるとともに、技術開発の推進や支援体制の充実等を通じて、省エネ機器・設備の導入を促進します。</p> <p>別紙3 地球別紙3 地球温暖化対策実行計画p61</p> <p>・林業分野においても脱炭素経営の視点を持ち、林業経営体の作業効率化や省エネルギー対策による二酸化炭素の排出削減に向けた取組を促進します。</p> <p>別紙4 森林共生基本計画p17</p> <p>—</p>

別添2 静岡県基本計画記載項目における既存計画該当箇所

基本計画（案）	既存計画該当箇所
<p>3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項</p> <p>（1）環境負荷低減に資する先端技術の研究開発や事業化を推進するとともに、有機栽培をはじめとする環境に配慮した栽培技術の確立に向けた研究開発に取り組みます。</p> <p>（2）化学肥料・化学農薬の使用量削減と生産の安定化の両立に向けた病害虫防除技術や栽培管理技術の開発に取り組みます。</p> <p>（3）堆肥の利用を促進するため、袋詰めやペレット化の推進、散布や運搬の作業体制や流通体制の整備を図ります。</p> <p>（4）温室効果ガスの排出削減に向けた栽培技術の開発に取り組むとともに、温暖化に対応した品種開発など気候変動への対応を進めます。</p> <p>（5）農林水産分野におけるエネルギーの見える化を進めるとともに、省エネ機器・設備の技術開発の推進や支援体制の充実等を行います。</p> <p>（6）農地の土壌炭素をモニタリングするとともに、炭素貯留につながる土壌管理技術の開発に取り組みます。</p>	<p>・研究開発拠点であるAOI -PARCを中心に、生産現場のニーズに基づき、環境負荷軽減に資する先端技術の研究開発を進めます。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p21（1）①</p> <p>・2050年までに有機栽培の面積を25%に拡大するなど、有機農業をはじめとする環境に配慮した生産方式の導入・定着を図るため、農業者・消費者に対する啓発や情報発信、技術支援等に取り組みます。</p> <p>・環境負荷軽減に資する先端技術の研究開発や事業化を推進します。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p27（2）①</p> <p>・農業の使用量削減と生産の安定化の両立に向け、病害虫防除技術や栽培管理技術の開発に取り組みます。</p> <p>・地力の維持を図るため、肥料の適正使用や、有機資源の活用を推進します。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p27（2）①</p> <p>・県、市町、農業関係団体等は、地域における堆肥利用を耕畜連携の強化により促進するため、地域の堆肥に関する情報の収集整理、利用者のニーズについての確に把握し、地域を越えた広域流通の円滑化を推進する。また、堆肥センターの機能強化、コントラクターの育成に努めるとともに、必要に応じ、袋詰めやペレット化の推進、散布や運搬の作業体制や流通体制の整備を図る。</p> <p>静岡県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画p4</p> <p>・温室効果ガスの排出削減に向けた栽培技術の開発に取り組みます。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p28②</p> <p>・温暖化に対応した品種開発など気候変動への対応を進めます。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p28②</p> <p>・製造業や農業などの産業部門、事業所での省エネルギーの取組を促進するため、エネルギーの見える化を進めるとともに、技術開発の推進や支援体制の充実等を通じて、省エネ機器・設備の導入を促進します。</p> <p>別紙3 地球別紙3 地球温暖化対策実行計画p61</p> <p>・農地の土壌炭素をモニタリングするとともに、炭素貯留につながる土壌管理技術の開発に取り組みます。</p> <p>別紙1 食と農の基本計画p28②</p>

別添2 静岡県基本計画記載項目における既存計画該当箇所

基本計画（案）	既存計画該当箇所
<p>4 環境負荷低減事業活動等により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項</p> <p>（１）食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動との連携や、児童・生徒や都市住民等と有機農業等に取り組む農業者とが互いに理解を深める取組を推進します。</p> <p>（２）有機農業等の取組やその特徴、有機農産物などの利用・消費に関して、農業者、消費者、流通販売業者等との間の積極的な情報発信を促進し、インターネットの利活用、様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう支援に努めます。</p> <p>（３）流通に必要なまたは有利となる有機認証など各種認証の取得を支援するとともに、表示制度の普及啓発に取り組みます。</p> <p>（４）環境負荷低減事業活動の促進と合わせ、カーボンニュートラルへの貢献の観点から、引き続き、建築物の木材利用促進、県民や企業の理解醸成に取り組めます。</p> <p>5 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項</p> <p>（１）モデル的先進地区（特定区域）を創出を図るため、有機農業の団地化や学校給食等での利用を始め、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりなど、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町等を国と連携して支援します。</p> <p>（２）試験研究機関、関係機関、農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や、地域での研修、情報提供等を通じた研究成果の普及に努めるとともに、農業者に指導及び助言を行うことのできる人材の育成や、生産現場における指導体制の整備の取組との連携を図ります。</p> <p>（３）本計画の推進にあたっては、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針第六に掲げる国の施策及び各種事業を活用します。</p>	<p>・食育、地産地消、産消提携、農業体験学習、都市農村交流等の活動との連携や、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組を推進します。 別紙5 有機農業推進計画p12</p> <p>・有機農業の取組やその特徴、有機農産物の利用・消費に関して、有機農業者等と消費者との間の積極的な情報発信を促進し、インターネットの利活用、様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう支援に努めます。 別紙5 有機農業推進計画p11</p> <p>・県内の有機農業の生産者や消費者、流通・加工・販売に関わる事業者、企業、大学、研究機関、行政等の関係者からなるプラットフォームを設立し、会員相互の交流を通じて、生産者と実需者の間の意見交換や商談の促進、加工需要の拡大、多様な売り場の確保の実現に向けた取組を推進する。 別紙5 有機農業推進計画p11</p> <p>・GAPや有機認証など流通・販売に必要なまたは有利となる各種認証の取得を支援します。 別紙1 食と農の基本計画p35</p> <p>・農業者・流通業者・消費者のGAPへの理解を促進するため、表示制度等の普及啓発、食育との連携に取り組めます。 別紙1 食と農の基本計画p35</p> <p>・公共部門の率先利用、住宅・非住宅分野における利用促進、県民や企業の理解醸成に取り組む、炭素の貯蔵庫となる県産材の利用を拡大します《取組の方向》 別紙4 森林共生基本計画p42、43</p> <p>・モデル的先進地区を創出を図るため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりなど、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町等を国と連携して支援します。 別紙5 有機農業推進計画p11</p> <p>・試験研究機関、関係機関、農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や、地域での研修、情報提供等を通じた研究成果の普及に努めるとともに、農業者に指導及び助言を行うことのできる人材の育成や、生産現場における指導体制の整備の取組との連携を図る。 別紙5 有機農業推進計画p13</p> <p>-</p>